

## まちづくり基本条例検討委員会 第7回会議概要

- 1 日時：平成19年2月3日（土）午前9時から11時35分  
場所：熊谷市役所302会議室

### 2 次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 （仮称）熊谷市自治基本条例の検討
- 4 諸連絡
  - (1) 次回会議について  
日時 2月24日（土）午前9時から  
場所 熊谷市役所302会議室
- 5 閉会

### 3 会議の概要

#### (1) 開会

司会 企画課長

#### (2) あいさつ

山口委員長

本日は前回に引き続き前文を検討し、後半、条文の検討をします。

#### (3) （仮称）熊谷市自治基本条例の検討

##### 前文の検討

事務局：今までの議論を反映させてわかりやすく修正しました。検討のたたき台にしていただきたい。具体的には、「史上初めて」「中心性」「国境を越え」等の言葉を見直し、全体としてはこれからの部分を多めにしました。

清水委員：全体としては良いと思う。「そして今」の文言は、条例を作っている今は良いが、この条例は何年も続くものであることから変更すべきである。

新委員：「劇的」は表現がきつすぎる。「そして今」と変化の表現を工夫すればよい。「劇的」はなくしたほうが良いと思う。

飯田委員：「劇的」を「刻々と」に修正すればよい。

新 委員：荒川と利根川の前に「関東の母なる」と大河川を形容する言葉を追加したほうが良い。大きな特色である。

委員 長：前回の案と今回の案では今回のもののほうが良いということでしょうか。（賛成の声多数）新しいものを修正していきます。

事務局：「劇的」と表現したのは、太古の石器時代は変化があまり無かったが、産業革命以降は劇的に変化しているという時代認識であるため。

依田委員：5年後でも現代である。「そして今、劇的に変化する現代にあっても」と「も」を入れれば続いてゆく。

出浦委員：メッセージが読めない。前文に熊谷をこうしたいということが入っていない。

事務局：前文と目的が理念の部分、そして、原則条項、個別条項という構成になっています。前文と目的をセットで考えていただきたい。

飯田委員：「市民相互の理解と尊重」の「尊重」が人権なのか。尊重がどこに係るかわからない。考えるほどわからなくなる。

新 委員：相互を理解し、尊重するのだから良いと思う。

梁瀬委員：出浦委員からも出たが、前文の中にメッセージ性のあるキーワードがあったほうが良い。宝塚市、岸和田市は入っている。

出浦委員：子どもたちのところの表現を、「次代を担う子どもたちが夢と希望を持って健やかに成長できる社会を作る」というような決意を入れる。そのために魅力的な地域社会を作る。

新 委員：前回の案には、「誇りある地域社会」と入っていた。

依田委員：出浦委員の意見に賛成である。夢を託すのは良くない。自分たちがいいまちを作って次代につなぐ。世界を意識するのではなく、「自由・平等・友愛・平和を意識し」としたほうがよい。

「そして今、刻々と変化する時代にあっても」とすればよい。

子どもたちのために良いまちを作るためにこういう条例を作った。

梁瀬委員：歴史から未来へ変わる内容の変換点をつなぐ言葉がわかりづらくなってしまふ。

新 委員：「劇的」というが歴史上の変化より今の変化は生ぬるい。

梁瀬委員：今は、変化のスピードが速い。

委員 長：最初から確認しましょう。「関東の母なる二大河川」と入れることで

よろしいですか。(賛成の声)

新 委員：前文の始まりだから、大上段に構える。

委 員 長：2番目の段落は、修正がありますか。(なしの声)

3番目の段落、キーワードを入れたいという意見もあった。ご意見をお願いします。

上村委員：今までの話を聞いていると、疑問点があるのなら「劇的に変化する現代にあって」を削除しても流れが良いと思う。出浦委員の意見、依田委員の世界を意識しという意見にも賛成である。

依田委員：子どもたちに自信を持って引き継げるまち。

出浦委員：子どもたちの健やかな成長を願って、時代が変化しても自信を持って引き継いでいける。

小谷野委員：「そして今」の後に「私たち市民は」と続け、世界を「自由・平等・友愛・平和の精神を持って」として、子どもたちにつなげていけばよいと思う。

新 委員：そこに「刻々と変化する時代にあって」と入れれば良いと思う。

委 員 長：今の意見を基に事務局で文章に出来ますか。

事 務 局：いくつかキーワードありましたのでまとめます。表現の仕方を工夫します。「自由・平等・友愛・平和」と「世界」は、前の案ではセットでした、整理の仕方を考えますが、あまり長々としたくはありません。

飯田委員：前の案は「魅力的」と「誇りある」と入っていたが、今回は誇りが入っていない。「魅力的で誇りある」という表現も良いと思う。

上村委員：上の段落に「誇りある伝統と文化」と入っています。

依田委員：魅力的の代わりに自信を持ってとすれば良い。

出浦委員：「自信を持って子どもたちに引き継げる」は、環境や防犯、子育てとか全てを子どもたちに引き継ぐことを表すが、「魅力的」は子どもたちを意識していない。限定的である。前文を一言で紹介するのに「子どもたちに自信を持って引き継げる」と紹介したい。

梁瀬委員：子どもたちに自信を持って引き継ぐのはいいが、そのためには、今現在自分達が住んで良かったというまちを作るのが先だと思う

清水委員：今が入っていない。

梁瀬委員：今を大切にしなければならない。

出浦委員：今プラス次を見据えて。先人からいいものを引き継いでいる。

委員 長：過去があって現在、未来がある。大事なことをいろいろと入れたいが、この3段落だけ長く出来ない。

清水委員：現在のものを出して未来に伝えていきたいとまとめればよいと思う。

上村委員：最後の2行に集約されるような文章にしなければならない。間がバランス悪くならないようにしなければならない。

委員 長：4段目、5段目はいかがですか。（良いという声）3段目は、事務局でうまくまとめられますか。

事務局：今ある文言で読めないことはないので、少しストーリーを変えればいけると思います。前後のつながりも考えながら検討します。

— 休 憩 —

## 条文の検討

事務局：今までの検討を基に概要という形でまとめました。皆さんに事前配布した資料と同じものを庁内の企画連絡会に諮り、出た意見をまとめ本日配布しました。参考にしていきたい。

委員 長：文言はこのような形で行きますか。

原口副参事：法制執務に則った形で条文化します。

委員 長：方針として「である」調か「ですます」調か。

事務局：できれば「ですます」調にしたい。

出浦委員：「行政」意味が広すぎる、適切な言葉を。行政が「市」を表しているのなら「市」とする。

原口副参事：熊谷市の条例では、熊谷市のことしか規定できないが、分かりやすくするには、「熊谷市」「市議会」としたほうが良い。これまで熊谷市では例が無いが、条文化の時に出来るだけ平易な言葉にしていこう挑戦します。

事務局：この概要に基づき条例を作るが、条文化のときに技術的に変わる可能性とパブリックコメントの意見によって変わる可能性がある。

## 第1 総則

### 1 目的

清水委員：「推進」は「実現」のほうが良い。

委員 長：「行政など」とあるが具体的に何が入るのか。

原口副参事：条例を作る部署は「など」とか「等」を入れてくるが、法制執務

の側では、明確な回答が無いと削除する。担当課は、含みを持たすため念のため入れている。入念規定。事業者等とかNPOとかを想定する。

依田委員：目的に「協働」の文字が入っていない。

事務局：「協働」は、前文に入っています。

梁瀬委員：「住民自治」という言葉が入っているが。

事務局：「住民自治」と「団体自治」という概念があるのでこういった表現となっているが改めます。

## 2 用語の定義

出浦委員：市内で営利事業を営む個人事業者はどこに位置付けられるのか。

原口副参事：事業者等の規定を「個人及び団体」とすれば良い。

事務局：最初に市民に含めるか議論があり、事業者というと営利に繋がるので、NPOなどを含めて「等」としました。

小谷野委員：企画連絡会でも市民と事業者を一つにという意見がある。

事務局：これまでの議論で事業者に特にお願いしたいことがあるので分けました。

清水委員：用語の定義で「等」と入れるのはいかがなものか。

梁瀬委員：市民の団体を事業者と呼べるかが問題である。

出浦委員：市民活動団体を入れれば良いと思う。

依田委員：市民と市民活動団体は一つになると思う。事業者は市内において営利事業を営む者。

事務局：次の責務等を考える場合、個別に出すか、全部包括するかという考えがある。しかし、市民と事業者を別に規定しないと、今までの議論にあった事業者に特にお願いしたいことが謳えない。

依田委員：NPO法人をどこに入れるか。テニスクラブ等は。

原口副参事：その区分けをここで議論していただきたい。

事務局：妻沼で検討した図のイメージの、市民の中に事業者があるという前提でこの概要は作ってあります。

原口副参事：特にお願いしたい事業者は誰なのかが問題である。第3の3の事業者の責務に営利企業だけいっているのか、NPOだけ含まれるのか、自治会も含むのかの話。営利企業だけなのか、非営利企業まで含むのか。

清水委員：事業者の定義に個人を入れれば整合する。

原口副参事：営利企業だけなのか、非営利企業まで含むのか。定義が先でなく委員の皆様の考えを定義していく。

出浦委員：杉並区の事例として区内で事業を営むものとある。

事務局：杉並区の事例だと条文に市民及び事業者となっていますか。必ず市民及び事業者が一緒に出てこないとなりません。

出浦委員：特にお願いしたいときだけ入れればよい。

原口副参事：営利、非営利を含めて議論していただきたい。市民に入れるか事業者に入れるか。

上村委員：営利、非営利は紙一重だと思う。ボランティアでもいろいろとある。

原口副参事：熊谷市に青少年相談員という組織があるが、市外の人が多い、市内に住んでないで、勤めてもいない、こういった方々をどこに分類するのか。

出浦委員：活動しているから市民。

原口副参事：市民でいいのか事業者とするか。

依田委員：事業者というと、会社を持っている人とか、個人経営で商売している人というイメージが強い。

委員長：用語の定義だけやってもきりが無いので、次に進みます。次に議論してどうしても必要なら定義するようにしましょう。

## 第2 基本原則

### 1 市民参加の原則

委員長：1の「1人」は「一人」にします。

小谷野委員：参加と参画の違いは。

原口副参事：参画はより深く係わる。

事務局：参画は第6の1（1）に一度だけです。

原口副参事：参画は係わって決定まで関与する。この検討委員会は、条例の素案を策定しますが、その後にパブリックコメントや議会があります、検討の結果が決定ではありませんので参加というイメージです。他の審議会の例ですが、諮問を受け答申し決定ということになれば参画です。

梁瀬委員：第2の基本原則で市民参加と協働の原則を謳いながら、第6で市民参加及び協働の推進でまた同じことを入れるのは意味があるのか。

清水委員：原則は原則で、あとで具体性を持たせるわけだと思う。

原口副参事：総論と各論ということで理解いただきたい。

## 2 協働の原則

委員 長：2の「お互い」は市民と市を表します。

飯田委員：ここには「協働の原則」といいながら「協働」という言葉が出てこない。

委員 長：「知恵を出し合いお互い協働しながら」にしましょう。

## 3 情報共有の原則

飯田委員：「共有」は「享有」ではないですね。

## 第3 市民の役割

出浦委員：三鷹市の事例では、事業者等になっている。事業者というイメージが企業になってしまう。事業者等にして非営利団体も含ませると謳えばよい。事業者の責務として環境への配慮等も謳っている。

事務局：市民参加といったとき、事業者は市民に含めるということでもいいですね。この概要は、市民の中に事業者を含むという前提で作っています。環境への配慮は「地域社会への貢献」の中に含んでいます。

新 委員：事業者の責務に「地域社会との調和」を追加すればよい。

小谷野委員：最初の「地域社会」を「市民」とすればわかりやすくなると思う。

出浦委員：社会的役割を具体的にわかりやすく例示すればよい。

清水委員：例示は具体的にどれを入れるか、どういう順番にするかが難しい。

委員 長：時間が経過しましたので、宿題とします。企画連絡会の意見も参考に各自考えて来てください。

原口副参事：法制執務で条例を作るときは、順番に検討した後、必ず第1条に戻って検討しなおします。皆さんも宿題をやりながらもう一度第1に戻っていただきたい。

新 委員：企画連絡会の指摘どおり、2の市民の責務の(2)に知識を入れたほうが良いと思う。この企画連絡会の意見は尤もである。

## (4) 諸連絡

### ①次回会議について

2月24日(土曜日)午前9時から熊谷市役所302会議室で行います。

(5) 閉会

企画課長